

## 西宮市 10 か月児健康診査実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、心身の成長、発達が急速に進む乳児後期に、母子保健法（昭和40年法律第141号）及び母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）に基づく10か月児健康診査（以下「健康診査」という。）を実施することにより、各種疾病を早期に発見し、又は適切な保健指導を行い、もって乳児の健やかな発達を促すとともに、生活習慣、虫歯の予防、栄養等育児に関する相談を実施することにより、育児支援を行うことを目的とする。また、虐待の予防、早期発見に努める。

### (対象者及び受診回数)

第2条 健康診査の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 概ね10か月児（生後10～11か月になる月中）。
- (2) 前項の対象者は、住民基本台帳に登録がある者。
- (3) 受診回数は、同一者について1回限りとする。

### (実施場所)

第3条 健康診査は、西宮市内の委託医療機関にて実施する。

### (周知方法)

第4条 健康診査の実施にあたっては、あらかじめ対象者の保護者に対し通知するとともに、市政ニュース、ホームページ等により周知を図るものとする。

### (実施内容)

第5条 健康診査は、次に定めるところにより実施する。

- (1) 健康診査の項目は、身体発育、栄養状態、疾病又は異常の有無、運動発達、精神発達の状況及び異常の有無、並びに生活習慣、保護者の状況、育児環境、食事、その他育児に関する事項とする。
- (2) 健康診査の内容は、問診、身体計測、小児科診察、保健指導等とする。
- (3) 健康診査は、別に定める「西宮市乳幼児健康診査の手引～10か月児健康診査（個別）～」を参照して行い、その結果を健康診査票に記載する。診察医療機関及び市が健康診査票を保管し、事後の保健指導及び育児支援のために活用する。

### (委託)

第6条 前条の実施内容、結果判定、報告等について、委託医療機関に業務委託する。

2 市は、別に定める業務委託契約により委託料を支払う。

### (受診方法)

第7条 受診希望者は、委託医療機関に事前に送付した健康診査票及び母子健康手帳を持参して受診するものとする。

(費用)

第8条 健康診査の自己負担金は、無料とする。

(事後措置)

第9条 健康診査の結果は、当該診査の日に診察医師より保護者に通知するとともに、必要に応じて次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 要精密健康診査と判定された乳児に対しては、紹介状兼回答書を発行し、専門医療機関等において診察及び精密健康診査を受けるよう勧奨する。
- (2) 医療機関による経過観察又は治療が必要と判定された乳児に対しては、医師等が必要に応じて医療機関等において診察を受けるよう勧奨し、適切な指導を行う。
- (3) 心身の発達面等の遅れ、その他保育上の問題等があり、市による経過観察やフォローが必要と判定された乳児に対しては、市が実施する乳幼児発達相談または地区保健師等により経過観察を行う。

(精密健康診査に要する費用)

第10条 精密健康診査及び治療等に要する費用(保険診療)については、受診者が負担する。

(記録の整備及び秘密の保持)

第11条 健康診査の記録は、氏名、性別、年齢、住所、世帯構成、健診結果、精密健康診査の必要性の有無等を記録するものとする。

2 この要綱による健康診査の実施に従事した者は、西宮市個人情報保護条例(平成15年西宮市条例第24号)を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

(関係機関との連携)

第12条 市は、健康診査の計画の策定及びその実施について、一般社団法人西宮市医師会等と十分に連携をとるとともに協力を求めるものとする。

2 医療機関、福祉事務所等関係機関との連携を密にし、健康診査の推進を図るものとする。

(健康診査未受診児への対応)

第13条 健康診査未受診児の保護者に対しては、アンケート(封書)を送付し、その回答の内容に基づき、他機関での健康診査受診状況や乳児の発育状態、育児上の問題点等を判断する。

2 前項の判断により助言指導が必要と認められる場合は、保健師等が電話相談及び訪問指導等を行う。

(規定外事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。